

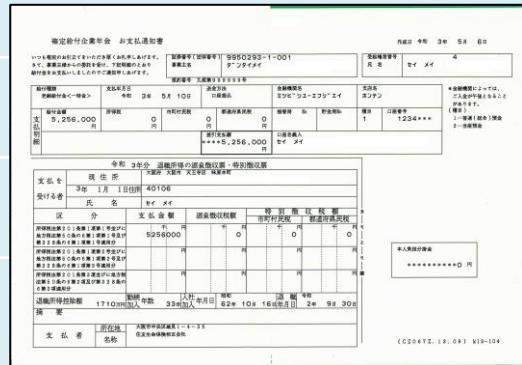
## DB給付の税務について②

確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）の給付を一時金または年金で受け取るときの税務について説明します。（2025年11月現在）

### 1. 退職に伴い一時金で受け取るとき

老齢給付金（一時金）、脱退一時金のほか、年金受給中（遺族給付金を除く）に保証期間内の残存期間分を一時金化するときを含む

ポイント	補足説明
退職所得として課税	<p>国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、一時金の請求手続き時に「退職所得の受給に関する申告書」（以下、「申告書」といいます。）の提出が必要。 ⇒勤続年数に応じた退職所得控除が適用される。</p> <p>給付額※から退職所得控除額を差し引いた額に対して課税。 ※加入者拠出掛金がある場合は、その拠出金額相当額を控除する。</p> <p>源泉分離課税の対象。原則として確定申告の必要はない。</p>
課税年分	<p>原則として、退職日が属する年分の収入として課税。</p> <p>ただし、繰下終了時または年金に代えて受けける一時金を受給するときで、退職時に他に退職手当金として受給したものがないときは、支払日（繰下終了日）が属する年分の収入として課税。</p>
申告書の提出がないとき	<p>給付額に対し一律20.42%の所得税が課税。 税額の過不足調整のため、確定申告により精算。</p>
「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」	<p>DBから一時金をお支払い時、C P B S 社より受給権者あてに送付する「お支払通知書」内に掲載。</p> <p>再発行可能。ご契約者さまからC P B S 社あて電話で依頼。 依頼日から到着までの目安：1週間から10日程度。</p>



# DB給付の税務について②

## ■退職所得控除額の算出方法

退職所得控除額は、次のように計算します。

勤続年数	退職所得控除額	
20年まで	1年につき40万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付額が退職所得控除額の範囲内であれば、課税されません。</li> <li>・勤続期間に<b>1年未満の端数があるときは、これを切上げて1年</b>として計算した年数になります。</li> <li>・計算された額が80万円に満たない場合は、80万円となります。</li> <li>・障害者となったことに直接基にして退職した場合、100万円が加算されます。</li> </ul>
20年超	1年につき70万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・D Bは「みなし退職所得」のため、D B規約に定める控除期間（休職期間等）があるときは、勤続期間からその期間を除いた期間が退職所得控除額用の勤続年数となります。</li> </ul>

(例)

勤続年数27年の場合の退職所得控除額

$$(40\text{万円} \times 20\text{年}) + 70\text{万円} \times (27\text{年} - 20\text{年}) = 1,290\text{万円}$$

## ■退職所得の税額の算出方法

退職所得には、源泉徴収税と特別徴収税が課せられます。

税の種類	納付先
国税 源泉徴収税	支払者の所轄税務署
道府県民税・市町村民税 特別徴収税	課税年の1月1日現在の住所地の市区町村

\*受給権者の現住所が国内かつその年の1月1日住所が海外のケースは、特別徴収税（地方税）は課せられません。

### 1. 課税退職所得金額（A）を算出します。

課税退職所得金額（A）

$$(退職手当等 - 退職所得控除額) \times 1/2 \quad (1,000\text{円未満切捨て})$$

# DB給付の税務について②

## 2. 源泉徴収税を速算表より算出します。

課税退職所得金額 (A)		税額
195万円以下		((A) × 5%) × 102.1%
195万円超	330万円以下	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円超	695万円以下	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円超	900万円以下	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円超	1800万円以下	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
以下省略		

- 左記の速算表から求めた税額は、1円未満切捨てとなります。
- 2013年から2037年までの各年分において、所得税と復興特別所得税（原則としてその年分の課税退職所得金額の2.1%）を併せて納付することになります。

## 3. 道府県民税・市町村民税を算出します。

税の種類	税額
道府県民税	(A) × 道府県民税率 4% (100円未満切捨て)
市町村民税	(A) × 市町村民税率 6% (100円未満切捨て)

左記は、平成25年以降の税率です。  
平成24年以前は、税率が異なります。

## 4. 税額計算例

計算前提	DBからの給付額：1,500万円 勤続年数：27年（退職所得控除額1,290万円）
------	---

### 課税退職所得金額

$$(1,500\text{万円} - 1,290\text{万円}) \times 1/2 = 105\text{万円} \quad \langle A \rangle$$

### 源泉徴収税額

$$\langle A \rangle \times 5\% \times 102.1\% = 53,602\text{円}$$

### 道府県民税額・市町村民税額

$$\text{道府県民税額} = \langle A \rangle \times 4\% = 42,000\text{円}$$

$$\text{市町村民税額} = \langle A \rangle \times 6\% = 63,000\text{円}$$

### 【計算結果】

給付額	15,000,000円
源泉徴収税額	53,602円
道府県民税額	42,000円
市町村民税額	63,000円
差引支払額	14,841,398円

# DB給付の税務について②

## 5. 同一課税年分で複数の退職手当金等があるとき

受取総額に対して課税されますので、全ての退職手当について正しく申告いただく必要があります。

受け取った退職手当金等があるときは、すべての給付内容を申告書に記入する必要があること、支払者ごとに発行された「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」(写)の提出が必要であることを受給権者へご案内ください。

<複数の退職手当金等があるときの税額計算例（平成25年以降の退職の事例）>

計算前提	1番目の給付：会社からの退職金額 2番目の給付：D Bからの給付額（支払者：住友生命） 勤続年数：25年（退職所得控除額：1,150万円）	1,500万円 800万円 1,150万円
------	---	-----------------------------

### ①1番目の給付の税額計算

課税退職所得金額 :  $(1,500\text{万円} - 1,150\text{万円}) \times 1/2 = 175\text{万円}$ 《A》

税の種類	計算過程	税額（円）	納税者
源泉徴収税額	《A》×5%×102.1%	89,337(ア)	
道府県民税額	《A》×4%	70,000(イ)	
市町村民税額	《A》×6%	105,000(ウ)	1番目の支払者である会社が税額を計算し、納付します。

### ②2番目の給付の税額計算

1番目の支払 2番目の支払  
課税退職所得金額 :  $\{(1,500\text{万円} + 800\text{万円}) - 1,150\text{万円}\} \times 1/2 = 575\text{万円}$ 《B》

税の種類	計算過程	税額（円）	納税者
源泉徴収税額	$\{(《B》\times 20\% - 427,500) \times 102.1\% - (ア)\}$	648,335	2番目の支払者である住友生命は、1番目と2番目の給付の合計額に対して税額を計算し、1番目の支払者が納付済みの税額との差額分を納付します。
道府県民税額	$(《B》\times 4\%) - (イ)$	160,000	
市町村民税額	$(《B》\times 6\%) - (ウ)$	240,000	

計算結果	1番目の給付額	2番目の給付額	差引支払額
	15,000,000円	8,000,000円	14,735,663円
	源泉徴収税額	源泉徴収税額	648,335円
	道府県民税額	道府県民税額	160,000円
	市町村民税額	市町村民税額	240,000円
	差引支払額	差引支払額	6,951,665円

## 【ご参考】特殊な退職所得手当

### 1. 短期退職手当等（令和4年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用）

短期退職手当等とは、短期勤続期間（勤続期間5年以下）対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。短期退職手当等に係る退職所得の計算においては、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、**300万円を超える部分の金額については「2分の1課税」を適用しないこと**とされています。

詳細は、国税庁ホームページ タックスアンサー（よくある税の質問）「No.2740 勤続年数が5年以下の者に対する退職手当等（短期退職手当等）（令和4年1月1日以後）」（[リンク](#)）をご参照ください。

※短期退職手当等のお支払い以外に「一般退職手当等」・「特定役員退職手当等」のお支払いがある場合は、オンラインサービスの通報書を使用できません。郵送にて申告書を提出してください。

### 2. 特定役員退職手当等

特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払者から、その役員勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その者の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされていますが、特定役員退職手当等については、この残額の**2分の1とする措置はありません**。

詳細は、国税庁ホームページ タックスアンサー（よくある税の質問）「No.2737 役員等の勤続年数が5年以下の者に対する退職手当等（特定役員退職手当等）」（[リンク](#)）をご参照ください。

※特定役員退職手当等に該当するとき、オンラインサービスの通報書を使用できません。郵送にて申告書を提出してください。

# DB給付の税務について②

## 2.退職に伴い老齢給付金を年金で受け取るとき

老齢給付金（年金）、脱退一時金を繰下げ年金の受給資格を得たときの老齢給付金（年金）を含む

ポイント	補足説明
公的年金等の雑所得として課税（総合課税）	<p>年金支払の都度、所得税を源泉徴収。</p> <p>所得税法上、企業年金は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出ができないため、源泉徴収の段階では扶養親族等の内容による控除が受けられず、一律7.6575%の税率で所得税を源泉徴収。※加入者拠出掛金がある場合は、その拠出金額相当額を控除する。</p>
	<p>年金支払時に源泉徴収された税額と1年間の収入に基づいて算定された税額との差額は、原則、確定申告により精算。</p> <p>«確定申告不要制度» 公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得の合計金額が20万円以下の場合、確定申告は不要。ただし、還付を受ける場合は確定申告が必要。</p>
「公的年金等の源泉徴収票」	<p>毎年1月中旬頃、「公的年金等の源泉徴収票」をC P B S社より年金の受給権者あて送付。 1月1日～12月31日まで支払った年金額および源泉徴収税額の合計金額を記載。 確定申告の手続き時に必要。</p> <p>オンラインサービスで再発行手続きが可能。 再発行手続き日から到着までの目安： 1週間から10日程度。</p>
	<p style="text-align: right;">「公的年金等の源泉徴収票」</p> <p style="text-align: right;">(横書き) 源泉徴収付企業年金に基づく年金 受取者番号 2-00-00-1-001-</p>

# DB給付の税務について②

## ■ 源泉徴収税額の算出方法

次のように計算します。

税法に定められた一律の控除額 = 年金額 × 2.5%

税額 = (年金額 - 税法に定められた一律の控除額) × 1.0% × 1.021%\*

つまり

年金額 × 7.6575%

\* 復興特別所得税を含む（2013年1月1日～2037年12月31日まで）

<計算例>

$$\begin{aligned} \text{年金支払時の年金額} &: 884,500 \text{円} \\ 884,500 \times 7.6575\% & \\ = 67,730 \text{円} & (\text{1円未満切捨て}) \end{aligned}$$

【計算結果】

年金支払額	884,500円
源泉徴収税額	67,730円
差引支払額	816,770円

次回（2026年1月）は、海外居住者の取扱い、遺族給付金にかかる税務についてご案内いたします。



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

年金サービス室

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時  
(土日・祝日・12/31～1/3を除く)

0120-307081

事務担当者さま向け情報提供サイト「[DB年金事務サポートNavi](#)」（リンクあり）を当社公式ホームページに公開中！

# DB給付の税務について②

## 【ご参考】DB給付内容ごとのそれぞれの対応

### 一時金

手続きの流れ			
給付内容	受給権者	団体	住友生命
一時金	<p>①「退職所得の受給に関する申告書」で正しく申告し、支払者（団体・住友生命等）ごとに提出</p> <p>②複数の退職手当を受けるとき、後順位の支払者あてに先順位支払の「退職所得の源泉徴収票」を①に添付し、提出</p> <p>■支払者から支払を受けたとき、「退職所得の源泉徴収票」を保管</p>	<p>③オンラインサービスに①（あれば②）の情報を正しく入力し、税務情報を登録</p> <p>【ご参考】 DB以外に団体が受給権者に自社の退職手当を支払うとき、右記の住友生命と同じ手続きが必要です。</p>	<p>④③で入力された情報をもとに税額計算</p> <p>⑤受給権者あてに「退職所得の源泉徴収票」を発行（支払通知として送付）</p> <p>⑥支払日の翌月10日までに納付</p> <p>⑦法定調書を提出</p>

### 年金

手続きの流れ			
給付内容	受給権者	団体	住友生命
年金	<p>■住友生命から「公的年金等の源泉徴収票」を受領</p> <p>■必要に応じて確定申告</p>	—	<p>①年金支払の都度源泉徴収し、支払日の翌月10日までに納付</p> <p>②年間の支払額・源泉徴収税額を集計し、「公的年金等の源泉徴収票」を受給権者あてに発行</p> <p>③法定調書を提出</p>